

厚生科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

厚生経済学の新パラダイムに基づく福祉国家システム像の再構築

研究期間＝平成 11-13（1999-2001）年

平成 11 年度 総括研究報告書

主任研究者 鈴村興太郎（一橋大学経済研究所教授）

平成 11（1999）年 4 月

【研究要旨】

本年度は、政治哲学、社会哲学、法哲学、経済哲学の分野に関連する様々な規範理論を解読し、「自由」「平等」「公共性」「共同性」「不偏性」「功利性」「成長（進歩）」等をめぐる諸議論を手掛かりに、福祉国家の哲学的基礎を解明し、新しい福祉国家システム像を形成するための理論的枠組みを形成することを中心的作業とした。本年度の第一の研究成果は、公共性の概念を核として、個人の福祉に対する社会的関与のあり方および社会的に関与すべき個人の福祉の性質を検討するという分析枠組みの有効性を明らかにした点にある。

分担研究者 塩野谷祐一（国立社会保障・人口問題研究所長）

分担研究者 後藤玲子（国立社会保障・人口問題研究室長）

A. 研究目的

本研究は公共的ルール（norms, practices, rules, policies, laws, constitutions, principles, systems）の形成メカニズムの探究をテーマとする。このようなテーマに関しては、現在、2つの異なるアプローチが存在する。一つは、公共的ルールの形成を個々人の主体的選択に基づく設計的な（constructive）プロセスと捉えるものであり（constructivism、社会的選択理論）、他の一つは、個人の主体的意志を越えて、ルールが自生的に進化生成していくと捉えるアプローチである。後者はさらに、習慣や慣習、共通の信念や思考様式（common belief）をベースとしながら、公共的諸ルールそれ自身が自己展開していくと捉える見解（旧制度学派・進化論的経済学）と、相互依存的状況下における個々人の合理的・自己利益的な（self-interest）行動が、結果的に公共的ルールの形成を促進するという見解（新制度学派・進化的ゲーム理論）に分けられる。

B. 研究方法

これらの既存のアプローチに対して、本研究は次のような分析視角を設定する。すなわち、個人の主体的・合理的意思を越えて個人を規定する諸要因——例えば、個人あるいは諸集団の相互依存的関係、その中で生成される支配的な思考様式や信念、習慣や規範——によって自我 (identity) を深く規定されながらも、それらを批判的・反省的に吟味するような個人の主体的・理性的活動を捉えること。より具体的には、それは以下のようにスケッチされる。

個々人は、自己のおかれた社会的・自然的諸制約のもとで、自己の善の概念や目標・人生計画に基づいて、就業・結婚・出産・保険・貯蓄などに関する合理的な選択をなす。社会的・自然的諸制約には、憲法その他の法律・規則・戒律、市場機構や社会保障制度、社会政策や人口政策、慣習や風俗、自然環境・資源、その他個人の主体的なコントロールが極めて困難であるような要素が含まれる。これらの諸制約を所与とした個々人の合理的な選択は、集合的に、何らかの社会的な帰結（経済成長・所得分布・出生数・長寿率、社会的・自然的諸制約それ自身の変容）をもたらす。最も合理的な活動は、互いの合理的選択によって集合的にもたらされる社会的な帰結（均衡結果）を予測しながら、自己にとっての最適な選択（均衡戦略）を決定するような活動と考えられる。

だが、個人の主体的活動はこのような種類の活動に限られない。個々人は、社会的・自然的諸制約を所与として活動するのみならず、既存の社会的・自然的諸制約を技術的に、また、規範的に改善する意思をもつ。ここでは、後者の規範的な改善に関する意思、すなわち諸局面における個人間・集団間の価値の対立を調整する諸種の公共的ルールを批判し改善する意思を問題としたい。個々人は、そのような意思と善や正に関するより普遍的・一般的な視野をもとに、社会的帰結の観点から、あるいは内在的・手続き的観点から、公共的ルールそのものの適正さを評価するような活動に主体的に関与すると考えられる。以下では、そのような活動を個人の公共的活動と呼ぼう。

本研究の目的は、特定の社会的・自然的文脈におかれた個々人の合理的活動を規定しつつも、このような個々人の公共的活動によって形成・再形成されていく公共的ルールについて、その生成・変容プロセスを記述的に説明するのみならず、構成メカニズムに関する規範的分析を加えることに設定される。

C. 結果

公共的ルールの構成メカニズムに関する規範的分析は、大きく2つの対象に向けられる。第一は、個人の公共的活動そのもののあり方（公共的活動の本質的性格、公共的活動の主体的存立条件）であり、第二は、個人の公共的活動を可能とするような、あるいは適切に制約するようなシステムのあり方である。本年度の分析は、この中で第一の個人の公共的活動に焦点をあてて、その中心的アイディアを素描することに絞られた。以下では簡単に

その結果を纏めよう。

ともに個人の主体的活動ではあるものの、諸制約を所与とした合理的活動はあくまで本人の私的関心に基づく選好をベースとするのに対し、公共的ルールに関する活動は、主題に応じて要請される一般的・普遍的諸基準をみたすような公共的選好をベースとすることが期待される。そこでは、自己の占める特定の位置は相対化され、自己の利益に直接関連する情報は意識的に覆い隠されるか、あるいは、すべての個人の利益に関連する情報を含むものへと拡張される。そのような仮想的状況のもとで、人々人は、反省的・熟慮的な推論および公共的討議を経て、自己の公共的選好を規定する最もリーズナブルな諸基準を理解し、受容していくものと考えられる。

このように、個人の私的関心に基づく選好（私的選好）と公共的ルールの基礎となる選好（公共的選好）とを区別することの必要性は、ナイト、ハバーマス、アロー、セン、ハーサニー、コルム、ドゥオーキン、ロールズなど多くの規範理論によって共通に確認されている。彼らの見解が分かれるのは、公共的選好の形式や内容をめぐる実体的議論においてである。本稿では、そのような公共的選好に関する実体的議論の代表例として、伝統的功利主義の提出する「共感的選好」、その一つのヴァージョンである「共同体的選好」、コルムの「根源的選好」、ロールズの市民的選好、センの潜在能力に基づく選好に関して、主として形式的な特徴という観点から、相互の比較がなされた。

D. 考察

当然ながら、異なる形式と内容をもった公共的選好は、異なる価値を内包するものであり、相互に矛盾する判断を導く可能性を常に孕んでいる。はたして、各々の選好はいかなる価値を内包するものであろうか、各々の不偏的受容可能性はいかに正当化されるのだろうか。はたして、どのような諸条件のもとであるならば、それらは整合的な判断をもたらしうるのだろうか。

このような問題を考察するために、本稿では、私的選好と公共的選好との関係が検討された。上記の議論は、いずれも私的選好とは相対的に区別されるものとして、公共的選好を想定している。例えば、共感的選好や共同体的選好は、選好の人称性に関する次元を（自己から他者、あるいは共同体そのものへと）拡張することによって、また、ロールズやセンの提案する公共的選好は、選好の対象（定義域）とする空間を消費財空間から社会的基本財あるいは基本的諸機能空間へスライドさせることによって、さらに、コルムの根源的選好は、選好の人称性に基づく差異、選好対象の相違に基づく差異など、選好タイプの相違を特徴づけるありとあらゆる要因を選好対象へと追いやり、選好それ自体は純粹に形式的なものとすることによって、私的選好とは概念的に区別される公共的選好を想定している。

私的選好と公共的選好とのこのような区別は、2つの選好が依拠する情報的基礎の相違を示すものである。ところで、情報的基礎の相違とは一般に、評価にあたっていかなる情

報を基礎とすべきかという規範的問題に他ならないとするならば、しかも、それは公共的ルールの評価に際していかなる情報を採用すべきかという、個々人の倫理的判断に依拠するものであるとするならば、各々の議論は、なぜ、どのようにして、私的選好から公共的選好へと情報的基礎を移行しうるのかを説明づけるような道徳理論（実体的なあるいはメタ理論的な）を提示すべきであろう。

さらに、私的選好と公共的選好という区別は、個々の主体内に存在する選好構造あるいは評価構造を考察する手掛かりとなる。現実的には、個々人は異なる複数の集団や範疇に属し、複数の非-私的選好を形成していると考えられる。ところで、特定の集団や範疇に依拠した理性は、「社会的」ではあるものの、属している集団の目的や要請を色濃く反映する点において、「公共的」とはいえないであろう¹。そうだとしたら、個々人は、私的選好、社会的選好、そして公共的選好という3種の選好を持つことが想定される。はたして、個々人は、自己の主体内において、私的選好と複数の異なる社会的選好とを、あるいは、それらと公共的選好とを全体としてどのように整序化するのだろうか。それらの異なる性質と内容をもった選好は、相互にいかなる葛藤をもち、どのような原理のもとで調整されていくのだろうか。これらはいずれも今後の課題として残される。

E. 結論

以上の議論を踏まえて、本研究の基本的構想は以下のように纏められる。

【基本的構想】

1. 方法論的枠組みの整理

- A.)方法論的個人主義——個人的判断の民主主義的集計（＊ナイト、ハバーマス、アロー、セン、ハーサニー、コルム、ドゥオーキン、ロールズに共通）

- B.)方法論的ホーリズム（スキャンロンの契約主義、共同体的自我）

- C.)両者の統合化

¹ 「公共的と非公共的の区別は公と私の区別とは異なる。…私的理性などというものは存在しない。存在するのは、社会的理性——社会内の諸集団の多くの理性であり背景的文化を作るもの、また、いわば家庭内理性というものも存在する——つまり、社会の小集団や家族の理性——これは公共的理性とも社会的理性とも異なる。市民として我々はこれらのあらゆる種類の理性に参加し、平等な市民としての諸権利をもつ。」(Rawls (1993), *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press, 220n).

2. 「公共的選好」の理論的基礎

*ナイト、ハバーマス、アロー、セン、ハーサニー、コルム、ドゥオーキン、ロールズに共通。

3. 「公共的選好」の実体的議論

*ハーサニー、コルム（厚生主義）とロールズ・セン（非厚生主義）との基本的対立。

A.)功利主義：共有された社会的選好（順序）の形成。

B.)ロールズ：合意対象（主題）の絞り込み、善と正、結果と機会等の区別。

セン：個別多様性の保持と準順序の形成（部分的一致）。

4. 公共的価値の対立と不偏的受容可能性

A.)制度主義・進化論的正当化（ナイト、ハーサニー、ビンモア）

B.)対話・討議・会話とその主体的基礎（ハバーマス、討議的民主主義の論者）

C.)revision and reasoning（ロールズ）

("expressionism", A. Gibbard)

5. 個人の評価構造における矛盾と統合

6. 社会的決定システム再考——全員一致主義・多数決主義から討議的民主主義・立憲的民主主義へ

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

総合研究報告書参照

*本研究で用いられている「公共的選好」という語は、長谷川晃教授の研究会での報告（「公共的観点とリベラルな平等論：一つのメタ理論的覚え書き」、『人間の尊厳と現代法理論』、2000、pp.455-479）とその後の議論に負うものである。感謝してここに記したい。また、本研究の問題関心を最終的に「公共的」という語で捉えることの適切性をご示唆下さった、山脇直司教授（『新社会哲学宣言』、創文社、1999、p.191ff）さらに、研究会にて多くの有益な議論・報告をお寄せ下さった小林正弥教授、斎藤純一教

授、嶋津格教授、深貝保則教授、藤村正之教授、森村進教授、若松良樹教授、渡辺幹雄教授、Allan Gibbard 教授、そして研究会の運営にご協力頂いた本田昭彦氏、安部彩氏に心より感謝申し上げたい。

厚生科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

厚生経済学の新パラダイムに基づく福祉国家システム像の再構築

研究期間 平成 11 年-平成 13 年 (1999-2001 年)

平成 12 年度 総括研究報告書

主任研究者 鈴村興太郎 (一橋大学経済研究所教授)

平成 12(2000)年 4 月

【研究要旨】

本年度の課題は、システムやルールの形成に関するより総合的な枠組みを構成すること、具体的には 2 つの対立的なアプローチ、進化論的アプローチと構成主義的アプローチとを統合するより包括的な枠組みを構想することに置かれた。第一の成果は、ゲーム理論の枠組みによって、「いまある」制度のもとで展開される諸個人の相互依存的行為を捉えるとともに、社会的選択理論の枠組みによって、相互依存的行為がもたらす効果・影響・制約を理性的・公共的に精査しつつ、「るべき」制度を設計しようとする諸個人のルール制定プロセスを定式化しることに成功した点にある。

分担研究者 塩野谷祐一 (国立社会保障・人口問題研究所長)

分担研究者 後藤玲子 (国立社会保障・人口問題研究室長)

A. 研究目的

本研究の目的は、福祉国家システム像の再構築をめざして厚生経済学のパラダイムを再構成することである。従来、厚生経済学では自己利益の最大化を目的とする諸個人の相互連関的行為の均衡としてもたらされる帰結に主たる関心が向けられてきた。だが、そのような枠組みは、既存のシステムのもたらす効果や影響を分析するうえでは一定の有効性をもつとしても、システムのあり方を規範的に検討し、新しいシステム像を構想するには明

らかに限界がある。このような関心に基づいて、昨年度の課題は、システムを規定する公共的ルールの形成プロセスを分析するための理論的枠組みを解明することに置かれた。そして、公共的ルールの形成に主体的に参加する個人の「公共的判断」とそれらを集計して社会的な「公共的判断」を導出する手続きが満たすべき規範的性質が分析された。そのような成果を踏まえて、本年度の課題は、システムやルールの形成に関するより総合的な枠組みを構成すること、具体的には2つの対立的なアプローチ、進化論的アプローチと構成主義的アプローチとを統合するより包括的な枠組みを構想することに置かれた。

B. 研究方法

進化論的アプローチに関しては、現在、ゲーム理論を下敷きにその精緻化が進められている。それに対して、構成主義的アプローチは社会的選択理論で捉えることが有効である。したがって、両者を統合するより包括的な枠組みを構想するヒントはそのような2つの理論の基本的構造と哲学的前提を明らかにすることにある。そこで、本研究は以下のよう手順で研究を進めた。

- 1) ゲーム理論の枠組みと社会的選択理論の枠組みの基本的構造を数学的に定式化する。
- 2) 経済哲学に関連する文献を広く参照しながら、ゲーム理論の枠組みと社会的選択理論の枠組み各自の哲学的前提を明らかにする。
- 3) ゲーム理論の枠組みと社会的選択理論の枠組みを統合する一試論として、所与のルール下でのゲーム的相互依存的行動とルールの社会的選択プロセスへの参加行動を定式化する。

さらに、分析にあたって次のような予備的考察がなされた。進化論的アプローチと構成的アプローチという2つのアプローチを統合するとき、規範が生成し構成され浸透していくプロセスは次のように整理される。1) 私的関心に基づいて多様な目的を追求する諸個人間の相互連関的行為の均衡において事実的・歴史的な規範が生成され変容される。2) 事実的・歴史的に生成された諸規範を、熟慮的・討議的に反省することによって、理念的・構成的な規範が形成され改訂される。3) 理念的に構成された規範のあるものが事実的・歴史的に人々の中に浸透し、あるものが排除されていく。

権利の章典や人権規約、憲法その他の実定法、そして社会規範として確立された道徳や正義原理などは理念的構成のプロセスを経て確立されたものであるが、それらの背後には、私的関心に基づいて多様な目的を追求する諸個人間の相互連関的行為の均衡として自生的に生成した諸規範が存在し、理念的・構成的な規範の形成を支えるとともに、理念的・構成的な規範のさらなる浸透を促進している。進化論的アプローチは主として1) のプロセスに分析の主眼を置くものとして、構成主義的アプローチは主として2) のプロセスに分析の主眼を置くものとして位置づけられる。

C. 結果

n 人の個人から構成される社会 $N = \{1, \dots, i, \dots, n\}$ ($2 \leq n < +\infty$)を想定する。いま、環境 $e \in E$ のもとで実行可能な資源配分の集合を $Z(e)$ 、ありとあらゆる環境のもとで実行可能な資源配分の集合を $Z(E) = \bigcup_{e \in E} Z(e)$ で表す。また、この経済を構成する諸個人に許容される戦略集合として、各個人 $i \in N$ が提供できる労働時間の集合、すなわち閉区間 $M_i = [0, \bar{x}]$ を指定する。そして、人々の戦略プロファイル $x = (x_1, x_2, \dots, x_n)$ と特定の経済環境 $e \in E$ に対して一つの実行可能な資源配分 $g(e, x) \in Z(e)$ を対応させる関数として、結果関数 $g: E \times M \rightarrow Z(E)$ を定義する（ただし、 $M := M_1 \times M_2 \times \dots \times M_n$ である）。このとき、 $\gamma := (M, g)$ は自己の目的に基づいて自律的に労働時間を選択し資源を獲得しようとする各個人の権利の範囲を規定するようなルール（ゲーム形式）を表す。各人はこのようなルールを所与とし、人々の自律的選択の均衡として実現する戦略プロファイルを予測しながら自己の最適な戦略を選択すると考えられる。ところで、そのような戦略を予測するためには、人々の主観的な選好順序のプロファイルとこの社会で受容されている均衡戦略を知る必要がある。いま、前者を $R = (R_1, R_2, \dots, R_n)$ 、後者を σ とし、ゲーム (γ, R) はユニークな均衡 $\sigma(\gamma, R) \in M$ をもつと仮定しよう。このとき、経済環境 $e \in E$ のもとで、ゲーム (γ, R) がプレーされた結果として実現される均衡配分は、 $g(e, \sigma(\gamma, R)) \in Z(e)$ で与えられることになる。ところで、経済環境 e 、均衡概念 σ 、ルール γ ——のうち、ひとりルール γ だけは人間の設計の対象となる制度的な仕組みである。次には、ルール γ の社会的決定プロセスを定式化する方法を考察しよう。

D. 考察

いま、あるルールを θ 、想定しうるありとあらゆるルールの集合を Θ と記述する。このとき、個人 $i \in N$ の公共的判断は、直積集合 $E \times R^n$ を定義域とし、 $Z(E) \times \Theta$ を値域とする対応 $Q_i : E \times R^n \rightarrow (Z(E) \times \Theta)^2$ として表現される。したがって、ある経済環境 $e \in E$ 、私的選好のプロファイル $R = (R_1, R_2, \dots, R_n) \in R^n$ が与えられるとき、個人 $i \in N$ が表明する公共的判断順序 $Q_i(e, R^n)$ は、集合 $Z(e) \times \Theta$ の上で定義される。任意の 2 つの実行可能配分 $z^1, z^2 \in Z(e)$ と、任意の 2 つのルール $\theta^1, \theta^2 \in \Theta$ に対して、 $(z^1, \theta^1) Q_i(e, R^n) (z^2, \theta^2)$ は、ルール θ^1 によって配分 z^1 が実現されることは、ルール θ^2 によって配分 z^2 が実現されることと比較して、個人 $i \in N$ の公共的判断によれば少なくとも同程度に望ましいことを意味している。続いて、社会的な公共的判断を形成する集計ルール——社会的決定手続き（social decision procedure）——は、諸個人の公共的判断順序の任意のプロファイル $Q = (Q_i)_{i \in N}$ に対して、それに対応する社会的な公共的判断 Q を指定する関数 Ψ によって定義される。また、我々が社会的な公共的判断に要請する性質は、形式的には集計ルール Ψ に課される公

理によって捕捉されることになる。

E. 結論

個人の自律的な意思決定は最も優先的な内在的価値をもつというのが包括的リベラリズムである。それに対して、個人の自律的価値は少なくとも社会が等しく配慮すべき公共的価値の一つであり、他の諸価値との関係で正しく位置づけられなければならないというのが政治的リベラリズムの考え方である。新しいシステム象の構築をめざして進化論的アプローチと構成主義的アプローチの統合を試みる際に、われわれが依拠すべき政治哲学は、このような政治的リベラリズムであるというのが本研究の一つの結論である。ところで、社会的に尊重すべき個人の自律的な意思決定には、以下のような異なる2つの種類が存在し、両者は区別して考察される必要があるというのが本研究の第二の結論である。すなわち、①所与のルール下での相互依存的活動（個別の目的追求システムへの参加）においては、多様な目的を追求する各個人の私的選好に基づく自律的選択が尊重されなければならない。ハイエクが言うように、諸個人はきわめて多様な目的との関連で多様な諸善に対する多様な欲求を有するが、それらの中には本人の自律性と個人間の交渉にその達成を委ねることが事実的にも可能であり、規範的にも許容されるような善や必要が存在すると考えられるからである。このような個々人の私的選好に基づく自律的・相互依存的選択を通して実現される帰結（資源配分状態あるいは個人間や組織内・組織間を律する諸規範）は、何を公共的ルールとして制定するかを判断する素材の一つとして配慮されなければならない。

②公共的ルールの制定プロセス（社会的意思決定システム）への参加においては、善き公共的ルールの制定を目的とする個人の公共的判断に基づく自律的選択が尊重されなければならない。センが言うように、諸個人は人々との討議を経て、すべての個人に保証することを社会的目標とすべきであるような、そしてある場合にはその手段を社会的に保障すべきであるようなくわれわれの善（必要）>を発見し選択していくと考えられるからである。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

総合研究報告書参照

主要な研究成果の刊行に関する一覧

書籍

長谷川晃著『公正の法哲学』、信山社、2001. 3月

鈴村興太郎・後藤玲子著『アマルティア・セン：経済学と倫理学』実教出版、2001. 9月。
今田高俊『意味の文明学序説』、東京大学出版会、2001. 10.

塩野谷祐一著『経済と倫理——福祉国家の哲学』東京大学出版会、2002年3月。
山脇直司「多様な近代・ナショナリズム・自己論の再構築」山脇直司他編『ネイションの軌跡』新世社、2001年、pp. 7-23.

鈴村興太郎「社会的選択の観点からみた【公】【私】問題」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学6 経済からみた公私問題』、東京大学出版会、2002年、pp.39-70.

後藤玲子「年金の国際化はどこまで進むか」、京極高宣・小室豊充編『福祉の論点』、中央法規、2001. 11, p.144-5.

後藤玲子「アメリカ」(阿部彩との共著)、中村優一・阿部志朗・一番が瀬康子編『世界の社会福祉年鑑 2001』、旬報社、2001. p. 269-316.

後藤玲子「個人の中の<公共>」、佐々木毅・金泰昌編『21世紀の公共哲学宣言』、公共哲学第10巻、東京大学出版会、2002年刊行予定。

雑誌

1) 『海外社会保障研究』特集 (No. 138, 3月 25日刊行)

【テーマ】

現代の規範理論と社会保障

【目次】

序論——社会保障への公共哲学的アプローチ：その歴史的・現代的サーヴェイ

山脇直司 (東京大学大学院総合文化研究科)

ジョン・ロールズ (John Rawls) : 正義の理論

塩野谷祐一 (国際医療福祉総合研究所)

センの潜在能力理論と社会保障

鈴村興太郎 (一橋大学経済研究所)

ロナルド・ドゥオーキンの倫理的責任論

長谷川晃 (北海道大学法学研究科)

ロバート・グッディン：功利主義的社會設計

長谷部恭男 (東京大学法学部)

リスク社会と再帰的近代：ウルリッヒ・ベックの問題提起 今田高俊（東京工業大学）
ジョン・ローマー：機会の平等アプローチと社会保障
後藤玲子（国立社会保障・人口問題研究所）

2) 「季刊社会保障研究」(No.38-1: 2002年9月号) 特集（予定）

【テーマ】

福祉国家の規範理論

【目次】

研究の窓	鈴村興太郎（一橋大学経済研究所）
はじめに	後藤玲子
「福祉国家の社会哲学」	盛山和夫（東京大学文学部）
「福祉国家の改革原理」	新川敏光（北海道大学法学部）
「福祉国家再編の規範的対立軸」	宮本太郎（立命館大学政策科学部）
「私的所有論と福祉国家」	立岩真也（信州大学医療技術短期大学部）
「財産所有制民主主義と福祉国家」	渡辺幹雄（山口大学経済学部）
「自由尊重主義と福祉国家」	森村進（一橋大学法学部）
「制度の自生的変化と社会福祉」	鳴津格（千葉大学法経学部）
「共同体主義と福祉国家」	小林正弥（千葉大学法経学部）